（定員の期間別の特例）

2　この省令による改正後の法務省定員規則第一条の規定にかかわらず、次の表の区分の欄に掲げる機関の定員は、同表の期間の欄に掲げる期間においては、それぞれ同表の定員の欄及び備考の欄に掲げるとおりとする。

区分	期間	定員	備考
本省	平成二十一年九月三十日までの間	五〇、八五二人	一　うち、一人は、特別職の職員の定員とする。 二　うち、一、七四九人は、検察庁の職員の定員とする。
	平成二十一年十月一日から同年十二月三十一日までの間	五〇、七八〇人	一　うち、一人は、特別職の職員の定員とする。 二　うち、一、七四九人は、検察庁の職員の定員とする。

告示

○内閣府・経済産業省告示第一号

特定商取引に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成二十一年内閣府・経済産業省令第五号）第四条第四項の規定に基づき、電磁的方法による保存をする場合に確保するよう努めなければならない基準を次のように定める。

平成二十一年九月一日

内閣総理大臣　麻生　太郎
経済産業大臣　二階　俊博

電磁的方法による保存をする場合に確保するよう努めなければならない基準

1　特定商取引に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則第４条第１項の保存を行う場合には、別表に掲げる基準を確保するよう努めなければならない。

2　この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑴　「情報システム」とは、ホストコンピュータ、端末機、通信関係装置、プログラム等の全部又は一部により構成され、電磁的方法による記録、保存等をするためのシステムをいう。

⑵　「データ」とは、情報システムの入出力情報をいう。

⑶　「プログラム」とは、プログラム言語により記述された命令の組合せをいう。

⑷　「事務室」とは、端末機、サーバ、ワークステーション、パーソナルコンピュータ等を設置している室、店舗、配送センタ等をいう。

⑸　「データ保管室」とは、データ、プログラム等を含んだ記録媒体等を保管する室をいう。

⑹　「記録媒体」とは、データ、プログラム等を記録した機器、ディスク、磁気テープ、フィルム、カード等をいう。

附　則

この告示は、平成二十一年九月一日から施行する。

別表

基準
1　ログ ①　情報システムには、データの保存又は更新時に保存又は更新の日時及び実施者を記録する「ログデータ」の保存機能を設けること。 ②　取得した「ログデータ」は安全な場所に保管し、保管方法等に係る運用管理規程を定めること。
2　アクセス ①　情報システムには、個人別のＩＤ、パスワード等の利用者登録、管理及び認証機能を設けること。 ②　情報システムのうち、データの保管を行う機器に直接接続されたコンピュータが、公衆回線とのオンラインによって接続される場合には、アクセスするユーザ等の正当性を識別し認証する機能を設けること。 ③　個人別のＩＤは、複数者で共用しないこと。 ④　情報システムには、情報やシステムの機密度を区分し、アクセス権限を制御する機能を設けること。 ⑤　情報システムは、ＩＤを付与された関係者以外の者が操作をしないよう周知徹底する等の措置をとること。 ⑥　人事異動等で使わなくなったＩＤ及びパスワードは、直ちに無効化すること。
3　バックアップ ①　情報システムの保守、点検、改造等は、あらかじめ計画を設けた上で行い、バックアップ等当該行為の期間のデータ保護措置を講じること。 ②　データを収蔵したデータ記録媒体は、当該媒体以外にバックアップを行い、当該媒体と異なる保管所に保管すること。 ③　データを収蔵したデータ記録媒体及びバックアップは、定期的に保管状況の点検を実施すること。
4　セキュリティ対策等 ①　外部から入手したソフトウェア、使用済記録媒体等は、ウイルス検査後に利用すること。 ②　情報システムには、データのエラーの検出機能を設けること。 ③　情報システムには、システムへの不正なアクセス及びデータの不正な変更を発見するソフトウェア機能を設けること。
5　スキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）による読み取りに係る取扱い ①　作業責任者の明確化等スキャナによる読み取りに係る運用管理規程を定めること。 ②　スキャナにより読み取り画像情報として電子化した文書に圧縮を施す際、圧縮方式を適切に設定すること。
6　情報システムの運用管理 ①　情報システムの管理には、管理責任者を定めること。 ②　管理責任者は、以下の項目の管理規程を明文化して定め、関係者に周知徹底すること。 ・事務室及びデータ保管室への入退室管理 ・ＩＤ及びパスワードの付与及び廃止の管理 ・データ記録媒体の使用、保管、搬出入及び廃棄の管理 ③　情報システムの電源には、システムに無関係な機器の接続を禁止し、電源の誤切断を防止すること。 ④　データを収蔵したデータ記録媒体は、保管場所を定め、施錠して保管し、保管場所からの搬出入及び授受は管理記録を整備して行うこと。 ⑤　情報システムの非使用時には、施錠し又は機能を停止させること。 ⑥　情報処理機器及びソフトウェアは、正常作動を確認した上で情報システム上での運用を開始すること。
7　情報システムの点検・監査 ①　情報システムの自主点検又は内部検査を定期的に行うこと。 ②　第三者による情報システムの監査を定期的に行うこと。